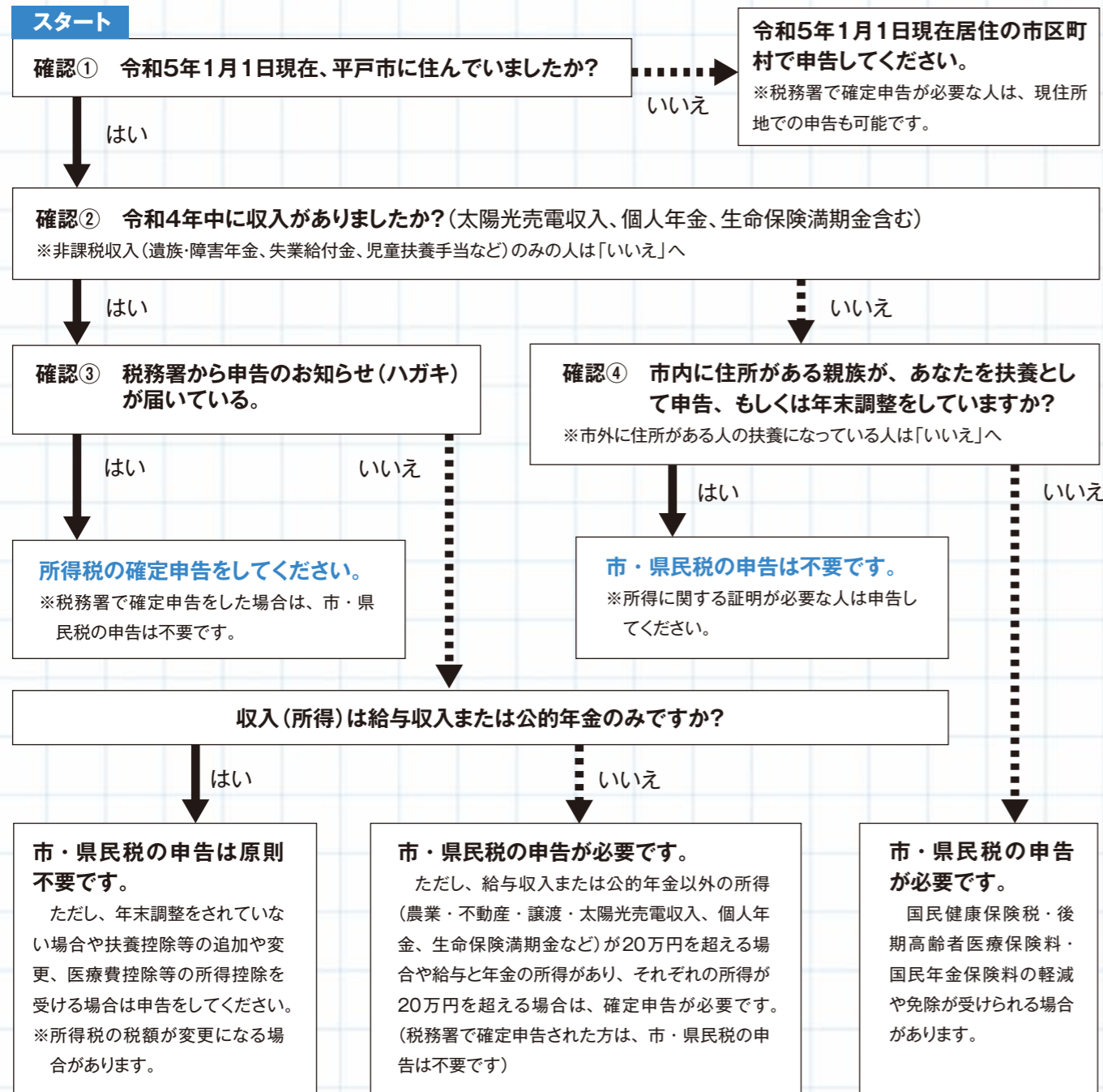


市・県民税(国民健康保険税)申告が必要か確認してみましょう



※上記の図は申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。ここにはないケースでも申告が必要な場合があります。

- **申告期間・受付時間** 2月10日(金)～3月15日(水) 午前9時～午後4時
- **申告会場・出張受付会場** 「広報ひらど2月1日号」に掲載しますので、ご確認ください。
- ※今年も各支所・出張所などで出張受付を行います。郵送での申告も可能です。

※所得税および消費税の申告会場は平戸税務署です。

問 市・県民税の申告 ▶ 税務課住民税班(☎22-9116)
所得税の確定申告 ▶ 平戸税務署(☎23-2131)

1月1日現在で平戸市内に住所がある人に課税される市・県民税の税額を算定するために必要な申告の受付が2月から始まります。国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療助成制度等の区分判定などの資料にもなります。

前年度実績に基づき、申告が必要な人へ1月中に案内を通知する予定です。通知がなくても申告が必要な場合がありますので、左のチェックシートを参考に確認してください。

■申告の時に必要なもの(例)

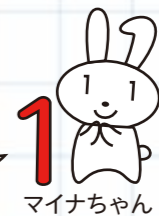
対象	必要書類など
申告者全員	▶マイナンバー確認書類(例:マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど) ▶本人確認書類(例:マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カードなど)
扶養親族・事業専従者がいる人	▶扶養親族・事業専従者のマイナンバー確認書類
所得関係	給与・年金所得者 ▶源泉徴収票
	事業(営業・農業など)・不動産所得者 ▶収入・経費・減価償却費がわかる帳簿など ※1
	雑・一時所得者 ▶収入・経費が分かる書類など
控除関係	社会保険料控除 ▶社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金など)の控除証明書や領収書
	生命保険料控除 ▶控除証明書または支払金額を証明する書類
	地震保険料控除 ▶控除証明書または支払金額を証明する書類
	医療費控除 ▶医療費控除の明細書 ※2
	障害者控除 ▶身体障害者手帳、療育手帳など
	寄附金税額控除 ▶寄附金の受領証明書など

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する各種給付金などは課税対象になりますので、併せて申告してください。

※2 医療費控除は、医療費の領収書の添付または提示だけでは適用できません。「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

営業、農業、不動産などの収支内訳書や医療費控除の明細書は、必ず事前に計算を済ませ記入して持参してください。

申告にはマイナンバーが必要です。



特殊な申告は平戸税務署へ

- 次の場合は、平戸税務署で申告してください。
- 青色申告
 - 住宅の新築などで住宅借入金等特別控除の適用が1年目の申告
 - 令和3年分以前の確定申告
 - 外国税額控除の申告
 - 相続または贈与税にかかる申告
 - 譲渡所得などの分離課税の申告(例:株式や土地・建物の売却所得のあるものなど)



令和4年分の申告時期になりました
市・県民税、所得税の申告はお早めに